

令和4年度 第1回久留米市有線放送運営委員会 議事録

日時	令和4年10月26日(水) 15時30分～16時10分
場所	田主丸保健センター 多目的室1
出席者	大熊委員、行徳委員、吉岡委員、中野委員 石井委員、小西委員、安元委員 以上7名
欠席者	古賀委員、小林委員、横溝委員、竹上委員
事務局	名嶋支所長、高尾次長、深町補佐、橋本主査、久良木、木村、広報戦略課(松本補佐)
傍聴者	3名

次第	内容等	
1 開会	進行 事務局	・支所長あいさつ
2 委員紹介	進行 事務局	・委員紹介
3 委員長 及び副委 員長選出	進行 事務局	・委員長に大熊委員、副委員長に小林委員を選出 ・委員長あいさつ
	進行 委員長	・大熊委員長による進行
4 報告事項	事務局	「有線放送事業の概要について」〔説明〕
	委員①	支障により放送が流れていない地域があるようだが、現在の支障件数や使用不可能な件数はどのくらいあるか。
	事務局	雑音がひどい地域については自治会や校区単位で一時的に流れないように処置を行うことがある。保守対応業者に随時点検を行ってもらい、支障が解消されれば、放送が流れるようになる。 宅内スピーカーは田主丸地域全体で約7,000戸設置されており、雑音等の不具合については随時対応しているため、その都度件数を出してはいない。
	事務局	「放送設備の管理瑕疵に起因する事故について」〔説明〕
		(質問・意見なし)
	事務局	「事業廃止に伴う取り組みについて」〔説明〕
	委員②	令和4年度のスマホ講座は20回分見込まれている。現時点で4回実施されているが、予定どおり20回分の日程は組んでいるのか。
	事務局	現時点で、19回分の日程調整を終えている。残りの1回分については、各校区へ呼びかけて調整していく予定である。
委員②	スマホ講座の実施に当たって、参加者がどのレベルになることを想定しているのか。	

	事務局	<p>スマホ講座では参加者の皆様に、市公式LINEを登録いただき、行政情報（災害時の避難所開設状況等）が収集できるように促している。併せて、グループLINEの作成方法を説明したうえで、実際に参加者に体験していただき、グループでの情報共有にLINEが活用できるということを理解いただきたいと考えている。</p>
	委員②	<p>事業廃止まであと1年半しかないため、行政には本腰を入れて取り組んでもらいたい。各校区にスマホの使い方を指導できるリーダーを何人か作るくらいの気持ちを持っていただきたい。これは要望である。</p>
	委員③	<p>事業廃止に伴って、情報伝達手段として代替案が行政から提案されていたと思う。インターネットやテレビやラジオなど。現時点での市公式LINEの登録者数が分かるなら教えてほしい。どのくらいの人たちがLINEで市からの情報が入る状態になっているのか。</p> <p>また、避難情報配信サービスがあると思うが、どの程度登録しているのか教えてほしい。</p>
	事務局	<p>田主丸地域のみ数は分からないが、市公式LINEの現時点の全登録者数は78,891名である。</p> <p>避難情報配信サービスについては、昨年度までは登録の対象者を、スマートフォンを持っていない世帯等としていたが、令和4年6月以降はスマートフォンの操作が苦手な方も対象としている。</p> <p>現時点での登録者数は持ち合わせていないが、対象者の条件を変更する前（5月末時点）における登録者数は市全体で約60名である。</p>
	委員①	<p>以前、LINEの活用は同時並行でいこうという話を行政としていたが、農協でもやっとLINEを活用して情報発信するようになった。今後、スマホ教室を行いたいと思っているので、可能であるならば行政からの力添えがほしい。これは要望である。</p>
5 協議事項	事務局	「事業廃止に伴う放送設備の処分について」 [説明]
	委員②	<p>市の事業終了後も自治会放送の継続を希望している2自治会から要望書が提出されたと聞いているが、行政はどのように対応しているのか。</p>
	事務局	<p>令和4年9月29日付で質問書が提出されている。一昨日の10月24日に市長名で公印を押した回答書を両自治会長へ手渡した。</p>
	委員②	<p>自治会で運営していくというのは、2自治会にとって苦しい決断だったと思う。要望が既に出てきているとは思いますが、継続後の撤去の際、行政で何かしらの支援はできないのか。何とかして、工夫などできないのか。</p>
	事務局	<p>提出された質問書に、撤去費に関する補助についての記載があったが、市としては、市の財産は市が責任をもって撤去するが、継続自治会の設備は無償での譲渡を考えており、譲渡後は自治会の財産になるため、自治会で撤去せざるを得ないと回答した。また、現在、市の補助制度に適用できるものはない。</p> <p>継続しない112自治会は、苦渋の決断で廃止を選択されている。その大きな理由は、将来の撤去費を自治会で負担しなければならないからだろうと認識している。そのような意味でも致し方ない対応だと考える。</p>

委員②	令和6年度から撤去作業に入ると思うが、複数年かかると思う。今年度中には概ね撤去スケジュールを作成できると思うので、スムーズな移行ができるようにそのような情報は可能な限り早めに打ち出してほしい。併せて、令和6年度初めに譲渡の手続きもあると思うので、継続する2自治会へは早めに情報を与えてほしい。これは要望である。
委員長	無償譲渡の場合は、議会の議決が必要だが、特例として提案するのか。
事務局	特例ではなく、注釈に記載しているように、地方自治法第96条第1項第6号で、条例で定める場合を除くほか、適正な対価なくして財産を譲渡する場合は議会での議決が必要とされている。条例（財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例）で無償譲渡について定められているが、県や他の地方公共団体などの公共団体に譲渡する場合にのみ適用されるようになっている。今回の自治会への譲渡は、条例での無償譲渡には該当しないため、議会での議決が必要となる。
委員長	仮に否決されたら、有償になるのか。
事務局	その場合は有償になると考えている。 ただし、議案として提出する場合は、議会に事前の説明を十分に行っていく。事業廃止に向けたこれまでの取り組みの経過等を報告した上で、理解いただくつもりである。了承いただけるように進めていきたい。
委員②	市内の一部自治会では市から設備の譲渡を受けて有線放送を利用しているところがあると聞いたが、その時は無償ではなかったか。
事務局	北野地域の一部自治会では有線放送を利用しているが、市から譲渡を受けて運営しているのではなく、自治会自らが設備を設置して運営している。
委員③	防犯灯が設置されている有線柱は残置希望すれば、譲渡を受けられるとしているが、何も設置されていない鋼管の有線柱も希望すれば自治会へ譲渡してもらえるのか。
事務局	有線柱は市の財産のため、議会の議決をもって譲渡することになる。目的を定めないままに譲渡することはできないと考えている。
委員③	議会の議決を経なければならぬので、それに見合うような手続きが必要になるということか。
事務局	今回は、現在防犯灯が設置されている有線柱を、自治会の防犯灯柱として譲渡するところを考えている。利用目的を定めないままでの無償譲渡は困難である。 事業終了後も有線柱は市の財産であるので、譲渡する場合は公共的な利用であるなどの理由を示していただいた上で、防犯灯と抱き合わせで議決をとるなどの方法で譲渡できるかと思う。 防犯灯柱としての利用以外の公共的な利用があるならば、要望していただいた上で今後検討したい。
委員③	利用目的は防犯灯である。新設する箇所がたくさんあるのでそれに利用したいため、譲渡していただきたい。これは要望である。

6 その他	委員②	今年度の運営委員会は、あと何回開催されるのか。
	事務局	予算は3回開催するところで組んでいたが、開催するとしても年度内にあと1回と考えている。状況に応じて開催したい。
	委員②	撤去計画のたたき台を作成して公表できそうなタイミングで、次回の運営委員会を開催してもらいたい。
	委員長	只今の要望については、委員長及び副委員長、事務局で協議を行い、できるだけ要望に沿いたいと思う。
	事務局	今日の議事録については、後日、事務局にて作成したものを、委員の皆様全員に送付させていただき、確認後、委員長、議事録署名人のお二人に署名をいただく。 次回の有線放送運営委員会については、改めて連絡させていただく。
7 閉会		閉会